

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、SBI生命保険株式会社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(以下、「一般投資家」といいます。)」として取扱うようお申し出いただくことができます。

お手続き方法や制度の説明を希望される場合はSBI生命保険株式会社のお客さまコンタクトセンター(フリーダイヤル0120-272-811)までご連絡をお願いいたします。

なお、過去に上記のお手続きをされているお客さまで、SBI生命保険株式会社が発行した承諾書に記載しております「期限日」()を経過している場合には、お客さまを「特定投資家」として取扱いさせていただきますのでご了承ください。

再度「一般投資家」として取扱うようお申し出いただく場合には、SBI生命保険株式会社お客さまコンタクトセンター(フリーダイヤル0120-272-811)までご連絡をお願いいたします。

< 期限日について >

- ・ 「一般投資家への区分移行に関する同意書兼承諾書」により投資家区分の移行をお申出いただき、弊社が承諾した場合には、承諾日から期限日までの間、保険業法施行規則第234条の2に定める「特定保険契約」の勧誘や契約締結において、お客さまを「一般投資家」としてお取扱いさせていただきます。
- ・ 期限日は、承諾日以後はじめて到来する3月末日といたします。承諾日・期限日は、「一般投資家への区分移行に関する同意書兼承諾書」中の「保険会社承諾欄」に記載いたします。
- ・ 更新のお申出は期限日以前でも行うことができます。お申出方法については弊社お客さまコンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ・ 期限日経過後も引き続き「一般投資家」としての取扱いをご希望いただく「更新のお申出」がない限り、期限日経過後は「特定投資家」としてお取扱いさせていただきますので、更新をご希望の場合は期限日までにお申出ください。
- ・ 期限日以前に締結した特定保険契約について法令の規定や契約の定めに基づいて行われる行為は、期限日以後に行われるものであっても、申出者を「一般投資家」としてお取扱いさせていただきます。

< ご注意ください >

- ・ 法令等の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、SBI生命保険株式会社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取扱う場合と「一般投資家」として取扱う場合とで、お手続き等に相違はございません。(特定投資家に対しても一般投資家と同様の商品説明等をさせていただきます。)
- ・ 投資家区分の変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れることがあります。
- ・ なお、「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合は、金融商品販売法第3条第7項第1号の政令で定める者(特定顧客)に該当し、同法に定める重要事項説明義務及び重要事項説明義務に違反した場合の損害賠償にかかる規定の適用が受けられないこととなります。

特定投資家制度の概要につきましては、次ページ「< ご参考 > 特定投資家制度について」をご覧ください。

以上

<ご参考> 特定投資家制度について

1. 投資家区分

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能()	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・日本銀行 ・適格機関投資家 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・政府系金融機関 ・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ・資本金5億円以上の株式会社 ・その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定投資家に該当しない法人 ・個人(以下の要件を全て充足) <p><承諾日において></p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産3億円以上の見込み 金融資産3億円以上の見込み <p>最初の特定保険契約締結から1年以上経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に該当しない個人

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する特定投資家

2. 区分ごとのお取扱いの内容

- ・特定投資家としてお取扱いする際()は、次に掲げる法令規定が適用されません。

保険業法第300条の2で準用する金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定

- ・ 広告等の規制
- ・ 適合性原則に基づく保険募集
- ・ 契約締結前交付書面、契約締結時の書面交付

金融商品販売法第3条第1項の規定(重要事項説明義務)及びこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

募集代理店が、特定保険契約の代理若しくは媒介を行う場合は、特定投資家制度は適用されません。

- ・一般投資家としてお取扱いする際は、上記の法令規定が適用されます。